

# 一般社団法人小鹿野クライミング協会

## 会員規程

第1条 この規程は一般社団法人小鹿野クライミング協会（以下「本協会」という。）の会員に関することについて定める。

第2条 会員は、以下の本協会の目的（本協会定款第3条）及び本協会の事業（本協会定款第4条）に賛同して入会した者とする。

### 本協会定款抜粋

#### 【目的】

第3条 この法人は、クライミングを行う岩場に関する事業を行い、岩場を中心としたクライミングの普及振興を図り、岩場周辺の小鹿野町を始めとする自治体、地元関係者及びクライミング関係者と連携し、クライミング界共通の利益を図る活動を目的とする。

#### 【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クライミングの普及振興
- (2) クライミングを行う岩場の整備・開拓・管理等
- (3) クライミングを行う岩場における自然環境の保全
- (4) クライミングを行う岩場のアクセスに関する問題への対応等
- (5) クライミングを行う岩場に関するルールやマナーの整備
- (6) クライミングを行う岩場に関する情報提供
- (7) クライミングを行う岩場の安全及び事故予防に関する啓発
- (8) クライミングを行う岩場が所在する周辺の地域に対する貢献活動
- (9) クライミングを行う岩場の整備開拓に関する人材の育成・養成・研修
- (10) 他のローカルクライミング団体への支援
- (11) 事業の推進に資するため、岩場の利用等に関する事業
- (12) 事業の推進に資するため、物品等の販売事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 会員として入会しようとする者は、所定の様式に従って本会に申し込むものとする。

第4条 会員は、次の会費を納めなければならない。

年間 3,000 円

第5条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年更新するものとする。ただし、年度途中に入会した者は、入会した日から年度末までとする。

第6条 会員には、以下の特典がある。

- (1) 本協会に関わる情報をいち早く得ることができる。
- (2) 本協会が実施するイベントに優先的に参加することができる。

- (3) 本協会が開拓整備したルートを公開前に、本協会が許諾する範囲で試登することができる。
- (4) 希望者は、本協会ホームページ会員名簿に氏名が記載される。
- (5) 会員限定の SNS グループ等に参加できる。
- (6) 提携店の割引価格での利用ができる。

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、2020年10月31日から施行する。